

業務委託契約書

1. 委託業務の名称

2. 委託業務の場所

3. 履行期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

4. 業務委託料 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、業務委託料に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 金 円

- 保証金の納付 有価証券等の提供 金融機関の保証
公共工事履行保証証券による保証 履行保証保険契約の締結
保証金の納付免除（但し、受注者が契約を履行しないときは、発注者は納付させないこととした金額に相当する金額を徴収する。）

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託業務を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野市大字南長野南県町 1003 番地 1
長野県住宅供給公社
氏名 理事長 氏名 ㊟

受注者 住所
氏名 ㊟

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
 - 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第7条に定める受注者の責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 8 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社という。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務工程表の提出)

- 第3条** 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から5日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
 - 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又設計図書が変更された場合において、発注者は、必要が

あると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、業務を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

2 受注者は、再委託先に対しては本契約において受注者が負う義務と同等の義務を負うものとする。

3 受注者は、再委託先の行為について再委託先と連携し、その責任を負うものとする。

(業務委託料の支払い方法及び時期)

第6条 受注者は、業務委託料について、第10条第2項に定める発注者の検査に合格したときは、発注者に対して請求することができる。

2 前項に基づき、受注者から発注者に対してできる請求額は、発注者が行うそれぞれの検査に基づく出来形によるものとする。

3 発注者は、前2項に基づき受注者から適法な支払請求書を受領したときは、この請求があった日から40日以内に業務委託料を支払うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、受注者は、第10条第1項による後期の報告書を提出した後に、残額全額を前金払として発注者に請求することができる。

(責任者等)

第7条 受注者は、業務を遂行するため、関係法令に定められた資格者及び作業員を常駐させるとともに、作業を指導監督するための責任者をおかななければならない。

また、受注者は責任者、資格者の住所、氏名を発注者に届け出なければならない。なお、異動があった場合も同様とする。

2 発注者は、受注者の責任者、資格者等が不相当と認めるときは、受注者にその交代を求めることができる。受注者はその交代の請求を受けたときは、その実情を調査してすみやかに交代するものとする。

(調査等)

第8条 発注者は、この業務の処理状況について随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(業務の是正等)

第9条 発注者は、受注者の実施した業務が設計図書に示すものに適合しないと認められるときは、この業務の是正を命ずることができる。この場合の費用の負担は、受注者の負担とする。

(業務の報告及び検査)

第10条 受注者は、前後期それぞれの保守点検作業を実施した後、「消防用設備等点検結果報告書」を発注者に提出しなければならない。後期については3月20日までに提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書の提出があったときは、検査を行うものとし、その結果を受注者に通知するものとする。

3 受注者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、発注者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

(臨機の措置)

第11条 発注者は、業務の実施上、緊急かつ必要と認められるときは、受注者に対して、所要の臨機の措置を取ることを求めることができる。

(契約内容の変更)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、発注者と受注者が協議の上、業務委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

(事情変更による契約の変更)

第 1 2 条の 2 発注者と受注者は、この契約の締結後において、市場価格の変動等により契約内容が著しく不相当となったときは、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

(損害の負担)

第 1 3 条 受注者は、業務の実施にあたり発注者又は第三者に損害を与えたときは、発注者の責に帰すべき事由による場合のほか、受注者が賠償の義務を負うものとする。ただし、天災その他不可抗力による損害と認められる場合はこの限りでない。

(契約不適合責任)

第 1 4 条 受注者は、業務期間終了後 1 年間に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）が発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において当該契約不適合を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(契約の解除等)

第 1 5 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、その責に帰すべき事由により、設計図書に規定する点検作業を完了しない又は完了できないことが明らかと認められるとき、若しくは、設計図書に規定する共通事項の不履行があったとき。
- (2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から受注者が受けたとき。
- (3) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第 1 6 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第 1 7 条 発注者は、この契約の受注者（再委託以降全ての受注者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受注者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 発注者は、受注者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 1 8 条 受注者は、その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了しないときは、当該期限の翌日から業務を完了した日までの日数に応じ、業務委託料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第 6 条に規定する期限までに業務委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、業務委託料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。
- 3 受注者は、第 15 条から第 17 条までの規定により契約が解除されたときは、第 2 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、第 2 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 5 受注者は、第 1 項又は第 3 項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、業務遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(賠償の予約)

第20条 受注者は、第16条の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号の場合において命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が時に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第21条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行にあたり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(個人情報の保護)

第22条 受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義の解決方法)

第23条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議のうえ解決するものとする。

個人情報取扱特記事項

(秘密の保持)

第1 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3 受注者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制（個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の発生等に備えた連絡・対処体制を含む。以下「責任体制」という。）を構築し、及び維持しなければならない。

(責任者及び従事者)

第4 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、責任体制と併せて、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させるとともに、従事者に、責任者の指示に従いこの特記事項を遵守するようにさせなければならない。

3 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(作業場所の特定)

第5 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。ただし、事前に発注者の承認を受けて発注者が指定した場所へ持ち出す場合は、この限りでない。

(教育及び研修の実施)

第6 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の保護について必要な教育及び研修を責任者及び従事者に対して実施しなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の目的外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。））に提供してはならない。

(再委託の原則禁止)

第8 受注者は、次項の規定による委託者の承諾があった場合を除き、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、第三者にその取扱いの委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 受注者は、個人情報の処理の再委託をしようとする場合には、この契約によりは発注者が受注者に求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を再委託の相手方に求めるものとし、業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出して、発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
 - (2) 再委託が必要な理由
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託を行う業務の内容
 - (5) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
 - (6) 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容
 - (7) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の発注者の承諾は、書面によるものとする。

4 受注者は、再委託をする場合には、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

6 前各項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第9 受注者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために発注者から提供された個人情報の掲載された資料等を複製及び複写してはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第10 受注者は、この契約による業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理(再委託による管理を含む。以下同じ。)のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去)

第11 受注者は、この契約による業務を行うために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後においては、発注者の指示により、速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受注者は、前項の廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)に当たっては、記録媒体を物理的に破壊する等、当該個人情報の判読、復元等が不可能な方法により確実に処理しなければならない。

3 受注者は、廃棄等に際し、委託者から立合い又は報告書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(漏えい等発生時の対応)

第12 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の事態が生じた場合には、被害を最小限にするための措置を、速やかに講じるとともに、同項の指示により、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じなければならない。

3 受注者は、前項に定めるもののほか、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査又は調査)

第13 発注者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受注者に対して必要な報告を求め、随時に実地監査又は調査をし、又は受託者に対して指示を与えることができる。なお、受注者は、発注者から個人情報の適切な管理について改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、再委託を行う場合には、必要に応じて、再委託の相手方が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、再委託の相手方に対して報告を求め、及び作業場所の実地監査ができるよう必要な調整を行うものとする。

3 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(契約の解除)

第14 発注者は、受託者が個人情報保護法、番号利用法その他関係法令及びこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求められない。

(損害賠償)

第15 受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。